

転出届は郵送でもできます

市区町村を越えて住所を異動する場合、「転出届」が必要です。

転出届をされますと、新しい住所地で転入届をするための「転出証明書」を発行します。転出届は、郵送でも手続きできますので、下記の要領で千代田区へ届け出てください。

- * 転出証明書がお手元に届くまで、おおむね1週間～10日ほどかかります。転出証明書が届いたら、新しい住所地の市区町村の役所（場）へお持ちになり、転入手続きを行ってください。

◎ 転出届後に各種証明書が必要となった方

転出証明書に記載された転出予定日の前日まで各種証明書を請求することができます。窓口に必ず「本人確認書類」（印鑑登録証明書の交付を希望する場合は「印鑑登録証」）と「転出証明書」をお持ちになり、証明書の交付をご請求ください。

◎ 住民基本台帳カード・マイナンバーカードをお持ちの方

同様に転出届が必要です（転出証明書は発行されません）。転出の手続きが完了し、転入手続きができるようになったら、お電話でご連絡いたします。区役所からの電話を受けましたら、カードをお持ちになって新しい住所地で転入手続きを行ってください。

【ご注意】

- **転出（予定）日から14日以内に転入手続きをしないとカードは失効します。** 必ず期間内に転入届を行ってください。
- 新しい住所地に住み始めてから既に14日を経過している場合、カードを利用した転出手続きを受け付けていません。
- 転出届後、コンビニエンスストア等で住民票などの各種証明書を取得することができなくなります。証明書が必要になった場合は、転出予定日の前日までに区役所又は出張所へお越しください。

◎ 準備するもの

① 裏面の届出書の枠内に必要事項を記入する。

- * 消すことのできるインクを使ったボールペンは、使用しないでください。
- * 必ず、**日中ご連絡が取れる電話番号**をご記入ください。
電話番号が記入されていないと、お尋ねしたいことがあっても連絡が取れずにお返しする場合があります。
- * 住民基本台帳カード・マイナンバーカードを利用した「特例転出」を希望する方は、枠外の□にレ点を入れてください。

② 送付先（現在の住所）を記入し、切手を貼付した返信用封筒

- * 届出書にご記入いただいたあなたの新・旧住所以外の所（勤務先等）に送る場合は、その送付先、及び、送付先が違う理由を届出書にご記入ください。
〔 理由によっては、その指定箇所に送付せず、新・旧住所のどちらかに送付する場合があります。 〕
- * 国外への転出と住民基本台帳カード・マイナンバーカードを利用した特例転出届は、転出証明書の発行がありませんので返信用封筒の同封は不要です。

③ 本人確認できる書類のコピー

- * 本人確認書類の例：運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、マイナンバーカード
健康保険証、在留カード等

上記①②③を封筒に入れて、千代田区（下記住所）へ送付してください。

（封筒の表に「**転出証明書 請求**」とご記入ください。）

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-2-1
千代田区役所 総合窓口課 住民記録係

です。

- * 国外へ転出された方が、帰国して転入届をするときは、**パスポート・戸籍謄（抄）本・戸籍の附票**をお持ちの上、新しい住所地へ届出をしてください。詳しくは、新しい住所地の市区町村の役所（場）にお問い合わせください。

記入日
年月日

千代田区長あて

転出届（郵送用）

下記のとおり住所を異動しますので届出をします。

住民基本台帳カード・マイナンバーカードを利用して、特例転出を希望します。

新しい 住 所			新しい 世帯主			
今までの 住 所	千代田区		今までの 世帯主			
新しい住所に住み始めた日（予定を含む）		平・令 西暦 年 月 日				
転出するすべての方の氏名		生年月日				
1			明・大・昭 平・令・西暦	年	月	日
2			明・大・昭 平・令・西暦	年	月	日
3			明・大・昭 平・令・西暦	年	月	日
4			明・大・昭 平・令・西暦	年	月	日
5			明・大・昭 平・令・西暦	年	月	日
届出入氏名		日中の連絡先 ※必ずご記入ください。				

* 転出証明書の送付先が届出入の住所と異なる場合は、ご記入ください。

送付先住所	
住所と送付先 が異なる理由	